



Title	ネットワーク環境における著作権の保護に関する中国法の最近の動向：最高人民法院新司法解釈の制定を中心に
Author(s)	陳, 思勤
Citation	阪大法学. 2014, 64(1), p. 99-129
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/71487">https://doi.org/10.18910/71487</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# ネットワーク環境における著作権の保護に関する 中国法の最近の動向

——最高人民法院新司法解釋の制定を中心に——

陳思勤

- はじめに
- 第一章 従来の中国法規定の整理
- 第一節 情報ネットワーク伝達権について
- 第二節 ネットワークサービスプロバイダーの責任について
- 第二章 「情報不ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」の解説
- 第一節 制定の経緯
- 第二節 構成と一般規定等
- 第三節 情報ネットワーク伝達権の直接侵害
- 第四節 情報ネットワーク伝達権の間接侵害
- 第三章 「情報不ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を適用した裁判例
- 第一節 プロバイダーによる直接侵害行為の成否

## 第二節 プロバイダーによる間接侵害の成否

### 第三節 小括

むすびにかえて——日本法への示唆

資料 最高人民法院「情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」（試訳）

#### はじめに

ネットワーク環境における著作権の保護に関して、筆者はかつて日本法と中国法との比較研究をまとめたことが<sup>(1)</sup>ある。その論考では、著作物を直接に利用する者が別途存在する場合に、その利用行為を可能にするサービスを提供する者が如何なる責任を負うべきかを中心に、日中の裁判例を素材に検討した。この問題に関して、日本法では、自然観察による著作物利用行為が私的複製などに該当し侵害行為ではない場合であっても、規範的観点によつて著作物の利用主体を探索するいわゆる「カラオケ法理」に依拠して、サービス提供者を利用主体と捉え、著作権法上の差止と不法行為法上の損害賠償等を認める手法が発展し、さらに「ロクラクII」事件最高裁判決<sup>(3)</sup>によつて現在ではほぼ確立したものといえる。これに対して、中国法では、不法行為の救済手段として損害賠償のみならず差止め一般的に認められるため、裁判例の蓄積および最高人民法院の司法解釈ならびに行政法規である国務院の条例などの立場は、直接の侵害行為が存在することを前提に、間接関与者の共同不法行為責任を問うものであり、この基本的な立場は、その後制定された不法行為法にあたる二〇〇九年の「権利侵害責任法」三六条に設けられた不ネットワークサービス提供者の不法行為責任の規定においても維持されている。

ところで、IT技術の発展のみならず、ネットワークサービスに係るビジネスモデルの変化も日進月歩であるといえ、著作権法の観点で個々の具体的なサービスを正しく評価することは、決して容易なことではない。中国では上記「権利侵害責任法」三六条の制定後も、ネットワーク上の著作権侵害に関する多数の裁判例が報告され、これらの裁判例の蓄積を踏まえて、中国最高人民法院は二〇一二年末に、ネットワーク上の著作権の直接侵害行為および間接侵害行為を判断する具体的な指針を明確にした新たな司法解釈である「情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を制定し、二〇一三年一月一日より施行した。そこで本稿の目的は、この新しい司法解釈を解説し、かつ同司法解釈制定後の裁判例を考察することによつてその具体的適用を明らかにしたうえで、日本法への若干の示唆を得ようとするものである。

## 第一章 従来の中国法規定の整理

### 第一節 情報ネットワーク伝達権について

中国著作権法一〇条一二号は、著作権の支分権として、「有線又は無線の方式で公衆に作品を提供し、公衆が自分で選定した時間及び場所で作品を得ることができるようにする権利」を「情報ネットワーク伝達権」として定めている。同権利は、日本の著作権法二三条にいう「公衆送信権」に相当するものであり、同号は二〇〇一年の法改正に際して設けられた規定である。<sup>(4)</sup>

しかし、著作権法は、一〇条一二号のような定義規定以外に、具体的にどのような行為が情報ネットワーク伝達権の侵害を構成するかについて規定を設けておらず、解釈に委ねたものと解される。また、著作権法五九条は、「コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法は、国务院が別途規定する」と規定し、この点

につき下位法である行政法規に授權した。

## 論説 第二節 ネットワークサービスプロバイダーの責任について

ネットワークサービスプロバイダー（以下「プロバイダー」という。）が著作権の支分権を直接に侵害する場合、著作権法を適用して差止と損害賠償を認めることができる。これに対して、プロバイダーが著作権を直接に侵害する者の侵害行為に関与する場合の責任については、中国民法上の共同不法行為責任を問う形が採られている。ここで注意すべき点は、日本の不法行為法とは異なり、中国法上不法行為が成立すれば、損害賠償だけでなく、差止も認められることである<sup>(6)</sup>。従って、中国法では、プロバイダーがどのような場合に共同不法行為責任を負うかは重要な問題であるが、差止を可能にするためにプロバイダーを著作権侵害の主体とする「カラオケ法理」類似の法的構造は基本的に不要であり、この点は日本法と根本的に異なる。

以下では、プロバイダーの責任について時系列に従来の立法、司法解釈、行政法規の変化を整理しておく。

### 一 最高人民法院「コンピュータネットワーク著作権紛争に係る案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」四条と五条

本司法解釈（以下「ネットワーク著作権司法解釈」という。）は、二〇〇〇年に制定され、二〇〇六年に一度改正を経て、二〇一三年一月一日に廃止されたものである。その四条と五条は、プロバイダーの共同不法行為責任を定めていた。

まず四条は、プロバイダーが他人による著作権侵害行為に参加し、もしくはそのような行為を教唆・帮助する場

合に、プロバイダーの共同不法行為責任を問う法的構造を探ることを明確にした。つまり、中国最高人民法院は、著作権侵害行為に間接的に関与するプロバイダーを「規範的に」著作権侵害の主体と構成することによって著作権法上の責任を追及する日本の判例の手法とは異なり、著作権侵害行為との共同不法行為と構成することによってプロバイダーの不法行為責任を追及するという基本的な姿勢を示したのである。

そして五条は、プロバイダーがネットワークユーモアによる著作権侵害行為を知ったにもかかわらず、侵害コンテンツを削除するなどの措置を採らない場合に、共同不法行為責任を負う旨を定めた。プロバイダーによる共同不法行為の成立を「故意」の場合に限定し、「知り得る」という「過失」による共同不法行為の成立を明記していない点が特徴的であった。<sup>(8)</sup>

## 二 国務院「情報ネットワーク伝達権保護条例」二三条

本条例は、中国の中央政府である国務院が著作権法五八条の授權に基づき、情報ネットワーク伝達権の具体的な保護方法を定めるため、二〇〇六年に制定し、二〇一二年に改正したものである。この中で、二三三条は、プロバイダーが著作権を侵害する行為を「知る」という故意の場合のみならず、「知り得るべき」であつたという過失の場合にも共同不法行為が成立すると規定している。<sup>(9)</sup>

## 三 二〇〇九年「権利侵害責任法」三六条

中国では二〇〇九年一二月二六日に新たに権利侵害責任法（不法行為法）が制定され、二〇一〇年七月一日より施行された。同法三六条は、著作権の侵害に限らず、プロバイダーの不法行為責任一般について定めた規定である。

同二項はネットワーク利用者の権利侵害行為につき権利者がプロバイダーに通知すれば、プロバイダーは遅滞なく必要な措置をとらなければ連帯責任を負うと規定し、同三項はプロバイダーがネットワーク利用者の権利侵害行為を知りながら必要な措置を採らなければ連帯責任を負うと規定している。<sup>(10)</sup>

三六条は、プロバイダーがネットワーク利用者の侵害行為について連帯責任を負うこととなるための主観的要件を規定しているが、二項は從来の規定である「情報ネットワーク伝達権保護条例」二三条本文とほぼ同様である。一方、三項はプロバイダーが権利侵害行為を「知りながら」必要な措置を採らない場合について不法行為責任を負うものと規定し、「情報ネットワーク伝達権保護条例」一二条但し書きに使用する「知り得るべき」という用語を使用していない。

この点について、「知りながら」とは、普遍的な注意義務を前提とする「知り得るべき」と区別される概念であつて、直接的な証拠によつて知つていることを証明でける以外に、間接的な証拠によつて知つている蓋然性が極めて高いと推定できることを指すとする見解や、重過失によつて知らなかつたことを含むと解する見解<sup>(11)</sup>が見られるが、立法担当者による立法解説によれば、ここでいう「知りながら」は「知つてている」と「知り得るべき」の双方を包含するものであると解される。<sup>(12)</sup>その理由として、①「知つてている」ことの立証は通常難しく、過失の成立をこれに限定すると権利者の保護に欠けること、②ネットワーク上の情報が大量にあるとはいへ、侵害情報をファイルタリングする技術がすでに発達しており、多くのサイトがこのような技術的措置を基礎に人工的なチェックを加える手法を採用し効果を挙げていること、③ネットワークにおける音楽著作物、映画著作物に対する侵害が横行していることが周知の事実であるにもかかわらず、一部のプロバイダーはこれを見ぬふりするばかりか、むしろこれに乗じて利益を挙げていること、などが挙げられている。<sup>(14)</sup>

## 第二章 「情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」の解説

### 第一節 制定の経緯

近年では、中国で情報ネットワーク伝達権に係る裁判の件数は非常に多く、例えば、二〇一一年に全国の裁判所で受理した著作権関連事件は三五一一八五件であり、そのうちネットワーク上の著作権紛争事件は約六〇%を占めるとされる<sup>(15)</sup>。

これに対して、前章で述べたようにこれまで法整備が行われてきたとはいえ、プロバイダーによる共同不法行為の成立を「故意」の場合に限定する「ネットワーク著作権司法解釈」は、その後に制定された上位法である権利侵害責任法三六条に反するため、改正なしで廃止を免れない一方、三六条と「情報ネットワーク伝達権保護条例」のみでは、具体的な裁判においてプロバイダーによる共同不法行為の成否を判断するのに必ずしも十分ではないといえる。そこで、最高人民法院は、これまでに蓄積した裁判例を整理し、下級裁判所の法解釈と適用を統一するためには、新しい司法解釈を制定する必要があると考えるようになつた。<sup>(16)</sup>

そこで、最高人民法院は知的財産関連事件を担当する民事第三法庭において、二〇一〇年より新しい司法解釈の起草作業を開始し、二〇一一年一〇月に一次案を完成した。その後、著作権者とインターネット関連企業の代表、専門家、裁判官等の参加の下で、パブリックコメントを収集するための規定案を作成し、二〇一二年四月より三ヶ月間のパブリックコメント期間を設けて意見を収集した。これらの手続きを踏まえて、最終的に同年一月二六日に、最高人民法院審判委員会の議を経て新しい司法解釈である「情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理

論説  
における法律適用の若干問題に関する規定」（以下「情報ネットワーク伝達権司法解釈」という。）を制定し、二二月一七日の公布を経て、二〇一三年一月一日より施行した。<sup>17)</sup>

## 第二節 構成と一般規定等

### 一 構成と特徴

「情報ネットワーク伝達権司法解釈」は、計一六か条からなる。このうち、一条は情報ネットワーク伝達権侵害事件を審理する際の全体的な指針を定め、二条は情報ネットワークに関する定義規定である。三条ないし六条は情報ネットワーク伝達権の直接侵害にあたる行為を定め、七条ないし一四条は間接侵害の判断に関する規定である。

最後に、一五条は国際裁判管轄規定であり、一六条は旧司法解釈である「ネットワーク著作権司法解釈」との適用関係を定めた廻及規定である。

「情報ネットワーク伝達権司法解釈」の特徴として、つぎの諸点を挙げることができる。

第一に、作品等を直接提供しているか否かを基準に、情報ネットワーク伝達行為を、「作品等の提供行為」と「その他の情報ネットワーク伝達行為」に区別する。前者は直接侵害を構成するものであり、後者は、技術、設備等の中間的なサービスを提供する行為を意味し、直接侵害となる提供行為を教唆・帮助する場合に、間接侵害を構成する。

第二に、作品等の提供行為を例示列举で規定し、提供行為に該当するかについて著作権者とサービス提供者との間の立証責任の分配も定めている。

第三に、教唆、帮助による間接侵害の態様について、それぞれ具体的に定めたうえ、過失の有無を判断するため

の一定の基準を設けた。

## 二 全体的指針

一条は、裁判所に対し、情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争事件を審理する際に、著作権者等の権利者とプロバイダーの利益だけでなく、社会公衆の利益にも配慮するよう求めている。

このような規定を設けた理由として、① ネットワーク上の著作権侵害行為には匿名性の特徴があり、侵害者であるネットワーク利用者には賠償能力がないことも多いため、著作権者を保護するためには、政策的な選択としてプロバイダーの間接責任を追及すべきと考えられていること、② しかし、プロバイダーは情報とネットワーク技術のイノベーションや、ビジネスモデルの発展に大きな役割を担うため、技術のイノベーションとインターネット産業の発展にも配慮する必要があるとされること、③ さらに、著作権を保護するとともに、公衆の情報への自由なアクセスを阻害しないことにも注意する必要があると考えられること、が挙げられている。<sup>(18)</sup>

一条は本司法解釈を適用する際の全体的な指針を示すものであるが、同条を直接に適用して具体的な紛争を解決するのは、他の規定によることが不十分であるために裁判官の自由裁量が求められる場合のみであり、主に将来的な新技術・新ビジネスモデルの出現に対処する規定であると解される。<sup>(19)</sup>

## 三 情報ネットワークの定義

二条は、本司法解釈が対象とする情報ネットワークの定義を設けている。ここで注意すべき点は、公衆に開放するローカルエリアネットワークも規定の対象に含まれることである。これは、企業、大学などの内部ネットワーク

において著作権侵害コンテンツが伝達されることが少くないから、規制対象にする必要があるためである。<sup>(20)</sup>

#### 論 説 四 國際裁判管轄

中国民事訴訟法において、情報ネットワーク伝達権侵害事件は、その性質上、一種の不法行為訴訟であるとされる。中国民事訴訟法二六五条によれば、被告住所地及び不法行為地が不法行為訴訟の國際裁判管轄を有する。「不法行為地」には、一般的に、侵害行為が行われた地（侵害行為実施地）と侵害結果が発生した地（侵害結果発生地）の両方が含まれると解される<sup>(21)</sup>。問題は、情報ネットワーク伝達権侵害という不法行為の行為地は、具体的にどの場所を指すか、である。

一五条は、侵害行為と主張される行為を実施するネットワークサーバ、コンピュータ端末等設備の所在地を不法行為地と定めており、これは原則的に侵害行為実施地のみを不法行為地と捉える立場であり、廃止された「ネットワーク著作権司法解釈」一条と同じ立場である。しかし、一五条は「ネットワーク著作権司法解釈」一条と大きく異なる点がある。つまり、後者では、被告住所地と不法行為地のいずれも確定が困難である場合にのみ、侵害コンテンツが発見されたコンピュータ端末等設備の所在地を不法行為地とみなし管轄を認めるが、被告住所地と不法行為地が国外のある場所であると確定できる場合には、中国の國際裁判管轄が認められないことになる。これは侵害行為実施地と侵害結果発生地の両方を含むとする不法行為地の一般的な理解よりも狭い捉え方であり、これに従うと、侵害の結果が中国で発生しているにもかかわらず、著作権者が中国で裁判を提起することができないことがなつてしまい、権利の保護に欠けるといわなければならぬ<sup>(22)</sup>。

そこで、新しい「情報ネットワーク伝達権司法解釈」一五条では、被告住所地と不法行為地のいずれも確定が困

難である場合だけでなく、これらの地が国外にある場合にも、侵害コンテンツが発見されたコンピュータ端末等設備の所在地を不法行為地とみなし、国際裁判管轄を認めることを規定した。なお、侵害コンテンツを発見することは、ネットワークに接続し、当該侵害コンテンツにアクセスすることを指すものと理解される。

### 第三節 情報ネットワーク伝達権の直接侵害

#### 一 作品、実演、録音録画製品の提供行為

三条一項は、他人が情報ネットワーク伝達権を有する作品、実演、録音録画製品を提供することを、情報ネットワーク伝達権侵害であると規定している。そして二項では、提供行為を例示列挙している。従来では作品等を公衆に開放するサーバにアップロードすることのみを「提供」と捉える見解があつたが、技術の発展によつてサーバによることなくファイルを共有する形で、作品をネットワークに置くことも可能になつたため、三条二項は、サーバの存在という要件を提供行為の定義から外している。<sup>(23)</sup>

#### 二 ウエブキャッシュ、縮小画像等による提供行為

検索エンジンを用いてインターネットで検索をする際に、検索結果へのリンクが表示されるとともに、「キャッシュ」というアイコンも表示される。このアイコンをクリックすれば、検索エンジンサービス提供者のサーバにバッファップ保存されたリンク先の内容を閲覧することができる。また、リンク先のウェブページの内容だけではなく、画像なども圧縮処理されてサーバに保存され、検索結果ページにおいて閲覧することができる。検索エンジンサービスを提供するプロバイダーがこれらのウェブキャッシュ、縮小画像等を提供する行為は、作品等の提供に

該当し情報ネットワーク伝達権を侵害するか否かが問題である。

五条一項によれば、ウェブキヤッショ、縮小画像等の提供は一概に作品等の提供行為に該当するのではなく、実質的にリンク先のネットワークサービス提供者の代わりに公衆に関連作品を提供する場合のみ、提供行為を構成し情報ネットワーク伝達権を侵害する。

五条一項の契機になつたのは、「中国音楽著作権協会対百度社事件」<sup>(24)</sup>であると考えられる。著作権の集団管理団体が検索エンジンサービスを提供するプロバイダーを訴えたこの事件において、裁判所は検索によつて歌の歌詞を表示する他のコンテンツプロバイダーのウェブページへのリンクを表示するだけでなく、ウェブキヤッショに歌詞の全体を複製して保存する場合に、ユーザがキヤッショにアクセスすることによつて歌詞の全体を入手することができるから、キヤッショを提供するサービスは実質的に作品である歌詞を提供したことになるとして、キヤッショサービスを提供する検索エンジン運営者の責任を認めた。

もつとも、五条二項によれば、キヤッショ、縮小画像の提供が関連作品の正常な使用に影響を与えず、かつ不当に権利者が当該作品に対する権益を害しないときには、情報ネットワーク伝達権を侵害しない。一般的に、キヤッショに保存されたリンク先ページの内容は常に更新された最新のものではなく、ユーザがリンク先の内容を優先的に確認する傾向にあるし、縮小画像も元の画像よりも圧縮率が高く品質が落ちるため、問題となる作品等の提供を実質的に代替できることにはなりにくくと考えられ、歌詞という文字からなる短編作品が問題となつた上記の「中國音楽著作権協会対百度社事件」は、むしろ特殊な事例と捉えるべきかもしない。

### 三 提供行為の立証

ネットワーク技術が複雑で進歩も速いため、プロバイダーの行為がその他のサービス提供行為ではなく、作品等を直接提供する行為であるという証明責任を専門性のない権利者に課すことは権利者の能力を超えるものであり、現実的ではない。<sup>(25)</sup>そこで六条は、権利者はプロバイダーのサービスによって作品等が提供されたことを一応証明すればよく、直接に提供していないことの立証責任は、プロバイダー自身にあると規定している。

六条が問題となる具体例として、コンテンツが格納されている他のサイトのホームページを迂回するいわゆるディープリンクが考えられる。この場合に、著作権者はプロバイダーのサイトで直接にコンテンツへアクセスできることを証明すれば立証責任を果たしたことになり、プロバイダーは当該サービスがリンクのみを提供し、作品自体を提供するのは他のサイトであるという事実を証明した場合にのみ、提供行為による直接侵害の成立を否定されることになる。なお、直接侵害の成立が否定されるとしても、次節に述べる間接侵害の成否を問うことが可能であろう。

### 第四節 情報ネットワーク伝達権の間接侵害

#### 一 プロバイダーによる教唆と帮助

七条一項は、プロバイダーが他人による著作権侵害行為の実施を教唆又は帮助した場合に責任を負うと規定するが、これは他人の不法行為を教唆・帮助した者が連帯責任を負うものと規定した権利侵害責任法九条および前述した三六条の内容に沿う確認規定である。

一項と三項は、それぞれ教唆と帮助に該当する具体的なサービスの態様を例示的に定めている。二項は、言語に

よる教唆のみならず、侵害行為に用いられる技術サポートの紹介、侵害行為に対するポイントの加算も教唆に該当すると定めている。また、三項は、プロバイダーがユーモアによる侵害行為に対し技術サポートを提供することのみならず、侵害行為を知っていた又は知り得たにもかかわらず、削除等の必要措置を採らないことも帮助に該当するとして定めている。

## 二 プロバイダーの過失

民法の過失責任原則により、プロバイダーが教唆・帮助による不法行為責任を負うのは、過失が認められる場合である。八条一項は、この点を確認したうえ、過失には、直接の侵害行為を「知っている」場合だけでなく、「知り得る」場合も含むことを明確にした。

この点について、第一章第二節一で述べたように、従来の「ネットワーク著作権司法解釈」五条は、プロバイダーがユーモアによる侵害行為を知ったにもかかわらず、これを可能とするサービスを提供する場合にのみ、過失を認めていたのに対し、権利侵害責任制限法三六条三項は、プロバイダーが権利侵害行為を「知りながら」必要な措置を採らない場合に不法行為責任を負うと定め、ここでいう「知りながら」には、「知っている」と「知り得る」の両方を含むと解されている。つまり、従来の「ネットワーク著作権司法解釈」五条は権利侵害責任法三六条三項に反するものであり、今回改めて制定された「情報ネットワーク伝達権司法解釈」八条においてこの点を明確に変更したのである。

### 三 プロバイダーの事前審査義務

八条二項は、プロバイダーが侵害行為を自発的に審査しなかつたとしても、それのみで過失があるとは認められないと定めている。その理由は、①著作権は私権であり、原則的に権利者自身が積極的に権利を主張し保護を求めるべきであること、②ネットワーク技術の発展の基本的目標と価値は情報の自由な交流と伝達であり、また効率と経済性の観点からも、プロバイダーはネット上の大量の情報に対して、著作権者のネットワーク伝達権を侵害するかを積極的に監視する義務がないことである。<sup>(26)</sup>

しかし、八条三項は、プロバイダーが情報ネットワーク伝達権の侵害行為を発見するために合理的かつ有効的な技術措置を採ることを、過失を否定する抗弁と定めている点をみれば、プロバイダーが事前に侵害行為を予防する措置を採るべきことを示唆しているものと理解することができる。また、後述する侵害を「知り得る」ことを認定するための九条を見ても、一定の場合に（例えば、九条一～四号、六号）、プロバイダーが事前に審査して侵害行為を自発的に排除しなければ、結局侵害を「知り得る」として過失が肯定されるため、事前審査義務が完全にないとは言い切れない。学説では、プロバイダーは普遍的な審査義務を負わないが、上記の規定は、プロバイダーが「特殊な審査義務」、つまり限定的な審査義務を負うことと定めていると理解する立場がある。<sup>(27)</sup> この見解によれば、プロバイダーの特殊な審査義務は、侵害行為を検出する合理的かつ有効的なフィルタリング技術を採用することによって果たすべきであるとされる。<sup>(28)</sup>

### 四 侵害を「知り得る」ことの認定

プロバイダー侵害行為を自発的に審査しなかつたことのみをもって、その過失を認めることはできず、プロバイ

ダーの過失の有無は、九条ないし一四条に示される要素ないし基準によつて判断される。このうち、侵害を「知り得る」ことによるプロバイダーの過失の認定は、九条ないし一一条による。

九条は「知り得る」ことを判断する要素を例示列挙している。これらの要素は総合考慮されるため、「知り得る」と認めるために、必ずしもすべての要素を備える必要はない。<sup>(29)</sup>

一〇条と一二条は、考慮要素ではなく、特定の場面において「知り得る」と認定できる要件を規定している。一〇条は、ユーチャによる人気映像作品等の提供行為に対し、検索やリンク提供などのサービスを通じて関与するプロバイダーの「知り得る」ことを判断するために適用される。一二条は、ストレージスペースサービス提供者（例えば、動画投稿・共有サイトの運営者）の「知り得る」ことを認定する要件を規定している。いずれの規定においても、ヒット中の映像作品を特別に取り上げているのは、実務上このような作品をめぐる紛争が多いとともに、映像作品（映画・ドラマ）は製作費用が高く、ヒット中の映像作品を無料でネット公開することは常識的には想定できないため、プロバイダーがこのようないくつかの事実を当然に知り得るはずであり、これに加えて、ヒットチャートランキング等の方法でサイトにおいて推薦すれば、侵害である直接提供行為を「知り得る」ことになるからである。もつとも、映像作品だけでなく、音楽作品に関しても、プロバイダーが人気ランキング等を編集するなどした場合に、当該コンテンツを提供する侵害行為の存在を認識したと認定する根拠となるのは、従来からの裁判例の立場である。<sup>(30)</sup>

一一条は、プロバイダーがユーチャによる侵害行為から直接的に広告収入などの経済的利益を得た場合に、より高い注意義務を負う旨定めている。直接の経済的利益とは、サービス全体に関する広告収入・サービス利用料金ではなく、特定の侵害コンテンツと直結する広告収入などを指す。このような限定をしたのは、著作権者とプロバイ

ダードのそれぞれの利益のバランスを図り、ネットワーク産業のビジネスモデル開発に著しい制限が加わらないよう  
にするためである。<sup>(31)</sup>

#### 四 侵害行為を「知っている」ことの認定

一三条は、プロバイダーが権利者による侵害通知を受けたにもかかわらず、速やかに侵害を阻止する必要措置を採らない場合に、侵害行為を「知っている」ことの過失を有すると定めている。これ自体は、権利侵害責任法三六条二項と同様であるが、一三条は特に、通知の方式には、ファックスとメールを含むことを初めて明確に定めた。

一四条は、プロバイダーが「速やかに」必要措置を採ったか否かを判断する際の要素を例示列挙した。本司法解釈を制定する際に、必要措置を採るべき具体的な期限を設けようとする意見もあつたが、作品の類型が多様で、採るべき措置も様々であるうえ、一律で明確な期限を設ける権限が権利侵害責任法等によって最高裁に授権されていないため、適切ではないとして見送られた。<sup>(32)</sup>

### 第三章 「情報ネットワーク伝達権司法解釈侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を適用した裁判例

#### 第一節 プロバイダーによる直接侵害行為の成否

一 ケース1 北京市朝陽区人民法院二〇一三年四月二三日判決<sup>(33)</sup>（三条、六条関連）  
事実の概要

映画A（以下「本件映画」という）の著作権を有する原告Xは、精倫H3と呼ばれる放送機器（以下「本件機

「器」という)を製造する被告Yに対し、同機器をインターネットに接続することによって、本件映画をオンライン再生できるとして、本件映画の情報ネットワーク伝達権の侵害を主張し侵害の差止と損害賠償を求めたのが本件である。

## 論

### 判旨

本件機器の取扱説明書およびYの本件機器オフィシャルサイト上では、本件機器を使用することによって、本件機器に係る映画データベースから大量の映画コンテンツを無料で視聴することができると宣伝しており、本件機器をテレビと接続し電源を入れれば、テレビ画面にYのサイトアドレスが表示されたのち、操作メニューが表示され、映画というサブメニューの下に視聴できる映画がジャンル別に配列され、さらにキーワードを入力して本件映画を選択し再生することもできる。また、本件映画の再生中に、第三者の提供を示す表示がなく、その他Yは本件映画が他のサイトに由来したものであるとの立証ができなかつたため、Yは本件映画のオンライン再生サービスを提供し、Xの情報ネットワーク伝達権を侵害したと認められる。裁判所は以上のように述べて、Yに対する差止と損害賠償を命じた。

## 二 ケース2 北京市朝陽区人民法院二〇一三年七月三日判決<sup>(34)</sup>(六条関連)

### 事実の概要

原告Xは、「100TV mobile video」と呼ばれる携帯端末用動画配信ソフト(以下「本件ソフト」という)を研究開発した被告Yに対して、当該ソフトを携帯端末に起動してインターネットに接続することによって、Xが情報ネットワーク伝達権を有するテレビドラマA(以下「本件ドラマ」という)の全回を再生視聴することができる

して、情報ネットワーク伝達権の直接侵害に基づく損害賠償を求めて提訴した。

## 判 旨

本件ソフトを通じて本件ドラマを検索する際に、検索結果における再生アイコンには「youku」を出所と表示する文字があり、かつ再生したデータを技術的手段で解析することによって、動画投稿サイトである「youku」由来を表わす結果がYによつて立証されている。従つて、Yが本件ソフトによつて提供したのは本件ドラマの検索とリンクのサービスであると認められ、YはXが主張する直接侵害責任を負わない。

## 第二節 プロバイダーによる間接侵害の成否

一 ケース3 上海市浦東新区人民法院二〇一三年一月一五日判決<sup>35</sup>(七条関連)

### 事実の概要

被告Yが運営するウェブサイトに、原告Xが数十年前に製作された映画A（以下「本件映画」という）が無断に格納され、ユーナのオンデマンド視聴に供され、かつ、再生中の映像画面上及び再生されるウェブページに広告が表示されていた。そこで、Xは本件映画につき有する情報ネットワーク伝達権の侵害を主張して、Yに対して損害賠償を求めて本件訴訟を提起した。

## 判 旨

裁判所は本件映画をアップロードしたユーナがXの情報ネットワーク伝達権を侵害していると認めたうえで、次のように判示してYの損害賠償責任を認めた。

Yは直接にアップロード行為を実施していないが、他人による情報ネットワーク伝達権侵害行為の実施を帮助し、

説論  
主観的にも過失が認められるため、直接に映像をアップロードしたユーチューバーと共同不法行為を構成する。その理由として、① 映画の製作には大量の人的、物的、経済的な投資が必要であり、Yは映像、動画等の共有を専門とするサイトの運営者として、権利者は映画作品をインターネットに置き、無償で公衆によるダウンロード並びに再生を認めることができ通常あり得ないことを知っているはずであること、② 本件映画はYのサイトの分類チャネルでは映画と分類され、かつ、再生中に出演者等の情報が表示されているため、Yはこれらの映像に他人の著作権侵害問題が生じることを認識できたはずであるにもかかわらず、侵害行為の発生を放任したこと、③ 本件映画はYのサイトに長期間にわたって存在し、一定のアクセス量も存在していること、を挙げた。

## 二 ケース4 北京市高級人民法院二〇一三年六月二〇日判決<sup>36</sup>（九条、一一条、一二条関連）

### 事実の概要

控訴人・原告X1は北京大学MBA課程の学生に講義を行い、控訴人・原告X2はその講義のコメントを行つた。訴外Aは、上記講義内容を録音録画し、録音録画製品（以下「本件作品」という）を作成した。被控訴人・被告Yが運営するyoukuサイトにおいて、本件作品の動画コンテンツが格納され視聴できるようになっている。そこで、X1とX2は、Y社が無断で本件作品をネットワークにアップロードし、Xからの情報ネットワーク伝達権を侵害したとして、差止及び損害賠償等を求めて訴訟を提起したのが本件である。

### 判旨

控訴審裁判所はまず、本件作品の動画コンテンツの再生画面に、アップロードしたyoukuサイトのユーチューバー情報が表示されているとして、Yは本件作品に関して、単にストレージサービスのみを提供したと認定した。

そして、裁判所は、Yはストレージサービスの提供者として、事前に利用者による権利侵害の有無を審査監視する義務はないと述べたうえ、本件作品はヒット中の映像番組作品又はこれに類する作品ではなく、サイトの検索機能を利用してキーワード検索を行い本件作品を検索することはできるが、Yは本件作品をサイト上の容易に感知することができる位置に置いたり、本件作品の主題、内容を選択、編集、整理、推薦したり、又は専用のランキングを設けたりしたことはなく、本件作品の内容が授業の風景で複数の人物が発言していることを考慮すれば、Yは本件作品のアップロードがXらの権利を侵害したことを見つけていたり、又は合理的な理由で知り得たとは認められないとして、一二条に基づくY社の過失を否定した。

また、Xらは控訴理由として、Yが本件作品の再生中に広告を表示することによって直接的に経済的利益を得たとして、司法解釈一一条に基づき不法行為責任を負うべきであると主張した。これに対して、裁判所は再生画面に表示する広告はシステムによる自動配信であり、もっぱら本件作品に対して投入した広告とみることはできず、Yが本件作品と特に関連する経済的利益を得たことを否定し、Xらの主張を退けた。

裁判所は以上のように判断し、Yの損害賠償責任を否定するとともに、差止請求についても、侵害コンテンツがすでにYサイトから削除されたとして、これを認めなかつた。

### 第三節 小 括

プロバイダーによる直接侵害について、コンテンツを提供するプロセスは、技術的な考慮や競争上および広告収入の観点から、様々な形態が採られることがあり、著作権者にとってコンテンツのオリジナルなソースを確実に知ることは困難である。この点を考えれば、ケース1と2が示すように、著作権者がプロバイダーのサイト等でコン

テンツの提供を受けたことを「表面的に」証明すれば足り、高度の技術的情報と能力を要する本来のソースの立証責任を、プロバイダーに負わせることは、著作権者を保護するうえで実に重要である。その意味において、ネットワーク伝達権司法解釈六条は非常に実務的であると評価することができよう。

一方、プロバイダーの間接侵害の成否について、判断が困難なのは他人による侵害行為を「知り得る」かという過失の認定である。情報ネットワーク伝達権司法解釈は、従来の裁判実務を踏まえて、「知り得る」かを判断する際の具体的な考慮要素（九条）と、特定の場合における判断要件（一〇条、一二条）を明確にした点は、評価できると考えられる。しかし、実際に生じる紛争は多様であり、具体的な事案においてこれらの規定を適用することは決して容易ではない。

ケース3とケース4において、問題となつた著作物はそれぞれ、数十年前に製作された映画と、授業風景の録音録画作品である。いずれもヒット中の映画作品ではないため、比較的に明確な内容となつてている一〇条と一二条一項、二項を直接に適用することは難しい。二つの事件において判決の結論は正反対であるが、いずれも賛同できるものであった。結論を左右する決め手となつた事実は、映画と授業風景という著作物の中身の違いと、プロバイダーが何らかの編集、整理、分類を行つたか否かであろう。

なお、ここで紹介した裁判例で主に争われたのは差止ではなく、損害賠償責任である。すでに述べたように中国法では不法行為に対する救済としても差止が認められるため、プロバイダーによる直接侵害が認められる場合はもちろん、プロバイダーが他人による直接侵害を教唆・帮助等をした間接侵害が認められた場合にも、差止が当然に認められる。実務では通常、プロバイダーが著作権者より侵害の通知を受ける、もしくは訴えを提起されてから、速やかに侵害とされるコンテンツの削除や、サービスの提供停止などをするため、差止の当否が訴訟の焦点になる

」とはほとんどない。

## むすびにかえて——日本法への示唆

プロバイダーの間接侵害責任について、中国法は直接侵害行為の存在を前提に、共同不法行為という構成を採っているため、第三者による直接の侵害行為が存在しないにもかかわらず、間接行為者であるプロバイダーを「規範的に」著作権侵害の主体と捉えるいわゆる「カラオケ法理」的な処理をした裁判例は見当たらず、学説上の議論もない。つまり、仮に「ロクラクⅡ事件」のような紛争が中国で発生した場合に、おそらくプロバイダーその他の業者による著作権の侵害は認められないであろう。

他方、日本では平成二十四年度に、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、直接侵害行為の存在を前提に、著作権の間接侵害を類型化し、三つの類型の間接行為者に対し差止を認める考え方を整理したことがある。<sup>(37)</sup> その三つの類型とは、

- ① 専ら侵害の用に供される物品（プログラムを含む。以下同じ）・場ないし侵害のために特に設計され又は適用された物品・場を提供する者
  - ② 侵害発生の実質的危険性を有する物品・場を、侵害発生を知り、又は知るべきでないが、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく、当該侵害のために提供する者、
  - ③ 物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で提供する者、である。
- これに対して、特に②については、「知るべきでないがら」という要件が、事業者に対して監視義務や放置しないための措置をとる義務を課すことにならないかとの懸念や、「侵害発生防止のための合理的措置」という要件

について、求められる合理的措置がエスカレートし、ある種の監視義務を課すようになつてしまふのではないかとの懸念等が示されたとされる<sup>(38)</sup>。

これらの懸念に関連して、ネットワーク伝達権司法解釈は、プロバイダーの一般的ないし普遍的審査義務を否定しながら（八条二項）、一定の場合に限定的な審査義務を示唆する規定も存在する点は、日本法の議論に際して新たな視点を提供するものといえよう。さらに、司法解釈九条は、裁判例の蓄積を元に、プロバイダーの過失を示す「知り得る」ことを判断する諸要素を抽出し集約した。これ自体は、日本法の下で「知るべきでありながら」という要件の内容を検討する際に参考となり得るものと考えられる。ただし、九条が示したように、「知り得る」という要件の内容を具体的に明文化することはほぼ不可能といえ、考慮要素しか挙げることができないとすれば、下級裁判所の裁判実務を指導し統一を図るという中国法の司法解釈の形態には適しうるとしても、日本法上の立法措置を考える際には、適さないといふべきであろう。

#### 資料

最高人民法院「情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」（試証）

（二〇一二年一月二六日最高人民法院審判委員会第一五六一次会議通過、二〇一三年一月一日施行）（法釈〔二〇一二〕二〇〇号）

第一条 人民法院は、情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争事件を審理し、法によつて裁量権を行使する際に、権利者、ネットワークサービス提供者と社会公衆のいづれの利益にも配慮しなければならない。

第二条 本規定にいう情報ネットワークは、コンピュータ、テレビ、固定電話、モバイル電話等電子機器を端末とするコン

ピューラネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、固定通信ネットワーク、モバイル通信ネットワーク等情報ネットワーク、及び公衆に開放するローカルエリアネットワークを含む。

**第三条** 人民法院は、ネットワークユーナー、ネットワークサービス提供者が許可を受けずに、情報ネットワークを通じて他人が情報ネットワーク伝達権を有する作品、実演、録音録画製品を提供する場合に、法律、行政法規に別の定めがある場合を除き、情報ネットワーク伝達権を侵害するものと認めなければならない。

人民法院は、ネットワークサービスへのアップロード、共有ファイルの設置又はファイル共有ソフトの利用等の方法を通じて、作品、実演、録音録画製品を情報ネットワークに置き、公衆が自ら選定した時間と場所でダウンロード、閲覧その他の方法で入手できるようにすることを、前項に規定する提供行為の実施があつたものと認めなければならない。

**第四条** 人民法院は、ネットワークサービス提供者が他人と役割分担し協力する方法等で作品、実演、録音録画製品を共同で提供したことを示す証拠がある場合に、サービス提供者が連帯責任を負うものと判断しなければならない。ネットワークサービス提供者は自らが自動接続、自動転送、ストレージスペース、検索、リンク、ファイル共有技術等のネットワークサービスのみを提供することを證明でき、共同権利侵害行為を構成しないことを主張する場合に、人民法院はその主張を認めなければならない。

**第五条** 人民法院は、ネットワークサービス提供者がウェブキヤッシュ、縮小画像等の方法で実質的に他のネットワークサービス提供者の代わりに公衆に関連作品を提供する場合に、提供行為を構成するものと認めなければならない。前項に規定する提供行為が関連作品の正常な使用に影響を与えず、かつ不当に権利者が当該作品に対する権益を害することがなく、ネットワークサービス提供者が情報ネットワーク伝達権を侵害しないことを主張する場合に、人民法院はその主張を認めなければならない。

第六条 原告はネットワークサービス提供者が関連作品、実演、録音録画製品を提供したことと証明する初步的な証拠がある場合においても、ネットワークサービス提供者がネットワークサービスのみを提供したことを証明でき、かつ過失がなかったとき、人民法院は権利侵害を認めてはならない。

第七条 ネットワークサービス提供者がネットワークサービスを提供する際に、ネットワーク利用者に著作権侵害行為の実施を教唆又は帮助した場合には、人民法院はその者が権利侵害責任を負うものと判断しなければならない。

人民法院は、ネットワークサービス提供者が言語、技術サポートの推奨と紹介、ポイントの奖励等の方法で、ネットワーク利用者に対し情報ネットワーク伝達権の侵害行為の実施を誘導し又は奖励した場合に、権利侵害行為の教唆があつたものと認めなければならない。

ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用してネットワーク伝達権を侵害することを、ネットワークサービス提供者が知っていた又は知り得たにもかかわらず、削除、遮断、リンクの解除等の必要措置を探らなかつた場合、又は、技術サポート等の帮助行為を提供した場合には、人民法院は権利侵害行為の帮助があつたものと認めなければならない。

第八条 人民法院はネットワークサービス提供者の過失に基づき、教唆、帮助の権利侵害責任を負うか否かを判断しなければならない。ネットワークサービス提供者の過失は、ネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権の侵害行為を知っていること又は知り得ることを含む。

人民法院は、ネットワークサービス提供者がネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権の侵害行為を自発的に審査しなかつたことに基づき、過失があると認めてはならない。

人民法院は、ネットワークサービス提供者が合理的かつ有効的な技术措置を採つたにもかかわらず、ネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権の侵害行為を発見し難いことを証明することができる場合に、過失がないと認めなければならない。

## ネットワーク環境における著作権の保護に関する中国法の最近の動向

第九条 人民法院は、ネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権侵害の具体的な事実が明白か否かに基づき、以下の要素を総合的に考慮した上、ネットワークサービス提供者が知り得るか否かを判断しなければならない。

(一) ネットワークサービス提供者が提供するサービスの性質、方式及び権利侵害を引き起こす可能性の程度に基づき、備えるべき情報管理の能力、

(二) 伝達された作品、実演、録音録画製品の類型、知名度及び侵害情報の明白性、

(三) ネットワークサービス提供者が自ら作品、実演、録音録画製品に対し選択、編集、修正、推薦等を行ったか否か、

(四) ネットワークサービス提供者が積極的に侵害行為を予防するための合理的な措置を採ったか否か、

(五) ネットワークサービス提供者が権利侵害通知を受け取る簡便な手続きを設け、かつ権利侵害通知に対し速やかに合理的な対応を採ったか否か、

(六) ネットワークサービス提供者が同一のネットワーク利用者による複数の権利侵害行為に対して適切な合理的な措置を採ったか否か、

(七) その他の関連要素。

第一〇条 ネットワークサービス提供者がネットワークサービスを提供する際に、ヒット中の映像作品等を、ヒットチャートランディング、目次、索引、説明文、概要紹介等の方法で推薦し、かつ公衆がそのウェブページから直接的にダウンロード、閲覧その他 の方法で入手することができる場合、人民法院はサービス提供者がネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権の侵害行為を知り得ると判断することができる。

第一条 人民法院は、ネットワークサービス提供者がネットワークサービス利用者によつて提供された作品、実演、録音録画製品から直接的に経済的利益を得た場合に、当該サービス利用者による情報ネットワーク伝達権の侵害行為に対し、より高い注意義務を負うものと認めなければならない。

ネットワークサービス提供者が特定の作品、実演、録音録画製品に対する広告の投入を通じて収益を得る場合、又はその伝達された作品、実演、録音録画製品とその他特定の関連を有する経済的利益を得た場合に、前項に規定する直接的に経済的利益を得た場合と認めなければならない。ネットワークサービス提供者がネットワークサービスを提供することによって一般的な広告費、サービス料金等を徴収する場合は、本項に規定するものに該当しない。

第二条 以下の状況のいずれか一つに該当する場合に、人民法院は事件の具体的な状況に基づき、ストレージスペースサービスを提供するネットワークサービス提供者がネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権の侵害を知り得ると認めなければならない。

(一) ヒット中の映像作品等をトップページその他のメインページ等、ネットワークサービス提供者が容易に感知することができる位置に置く場合。

(二) ヒット中の映像作品等の主題、内容を自ら選択、編集、整理、推薦を行い、又は専用のランキングを設ける場合。

(三) その他関連作品、実演、録音録画製品が許可なく提供されたものと容易に感知することができるにもかかわらず、合理的措置を採らなかつた場合。

第三条 ネットワークサービス提供者が権利者から書簡、ファックスミリ、電子メール等の方法によって提出された通知を受け取った場合に、速やかに削除、遮断、リンクの解除等の必要措置を採らなかつたとき、人民法院はネットワークサービス提供者が情報ネットワーク伝達権の侵害行為を知つていると認めなければならない。

第四条 人民法院はネットワークサービス提供者による削除、遮断、リンクの解除等の必要措置が速やかに採られたか否かを判断する際に、権利者が提出した通知の形式、通知内容の正確性、措置を採ることの難易度、ネットワークサービスの性質、対象となつた作品、実演、録音録画製品の類型、知名度、数量等の要素に基づき総合的に判断しなければならない。

第一五条 情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争事件は不法行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。不法行為地は侵害行為と主張される行為を実施するネットワークサーバ、コンピュータ端末等設備の所在地を含む。不法行為地と被告住所地のいずれも確定が困難であるか、又は国外にある場合に、原告が侵害コンテンツを発見したコンピュータ端末等設備の所在地を不法行為地とみなすことができる。

第一六条 本規定の施行日より、最高人民法院「コンピュータネットワーク著作権紛争に係る案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（法研〔2006〕1号）を同時に廃止する。

本規定施行後に未だ結審していない情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争事件には、本規定を適用する。本規定施行前にすでに結審し、当事者の再審申請又は審判監督手続によって再審が決定した場合に、本規定を適用しない。

- (1) 抽稿「ネットワーク環境における著作権の保護の日中比較——間接関与者の責任を中心にして——（一）、（一・完）」阪大法学五八巻五号二四一—二六二頁、同六号二〇一—一二四頁。
- (2) 最高裁昭和六三年三月二十五日判決民集四二巻三号一九九頁（グラブキヤツツアイ事件）。
- (3) 最高裁平成二三年一月二〇日判決判時二〇三号一二八頁。
- (4) 同条を新設した経緯に関して、抽稿前掲注(1)・「ネットワーク環境における著作権の保護の日中比較——間接関与者の責任を中心に——（二）二五七—一五八頁参照。
- (5) 二〇一〇年著作権法改正前では五八条であった。
- (6) 一九八六年民法通則一三四条一号、二〇〇九年権利侵害責任法一五条一号。
- (7) 二〇〇六年改正時には条文番号がそれぞれ三条と四条に変更されたが、内容はいずれも二〇〇〇年制定当初のままであった。
- (8) 詳しくは、抽稿「ネットワーク環境における著作権の保護の日中比較——間接関与者の責任を中心にして——（一・完）」前掲注(1)・一〇三一一〇四頁参照。
- (9) 詳しくは、同上・一二二頁参照。なお、同規定は二〇一三年の改正においても変更されていない。

- (10) 三六条一項 ネットワーク利用者、ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。
- 二項 ネットワーク利用者がネットワークを利用して権利侵害行為を行った場合には、被権利侵害者は、ネットワークサービス提供者に対して、削除、遮蔽、接続の切断等の必要な措置をとるよう通知する権利を有する。ネットワークサービス提供者が通知を受けた後、遅滞なく必要な措置をとらなかつた場合には、損害が拡大した部分について当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。
- 三項 ネットワークサービス提供者が、ネットワーク利用者が当該ネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知つていながら必要な措置をとらなかつた場合には、当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。(訳は、中国総合研究所編『現行中華人民共和国六法』(ぎょうせい加除式) を参照した。)
- (11) 奚曉明編『中華人民共和国侵權責任法』条文理解与適用(人民法院出版社二〇一〇年) 四四〇頁(周友軍)。
- (12) 王利明ほか『中国侵權責任法教程』(人民法院出版社二〇一〇年) 二六六頁。
- (13) 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編『中華人民共和国侵權責任法綱義』(法律出版社二〇一〇年) 一九四一九五頁、全国人大法工委民法室『中華人民共和国侵權責任法』条文解釈与立法背景(人民法院出版社二〇一〇年)一五四一一五六頁。
- (14) 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編『中華人民共和国侵權責任法綱義』前掲注(13)・一九四一九五頁。
- (15) 王艷芳「【情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定】の理解と適用」人民司法二〇一二年九号一四頁参照。
- (16) 王艷芳前掲注(15)・一五頁参照。
- (17) 王艷芳前掲注(15)・一五頁参照。
- (18) 王艷芳前掲注(15)・一五一六頁参照。
- (19) 王艷芳前掲注(15)・一六頁参照。
- (20) 王艷芳前掲注(15)・一六頁参照。
- (21) 最高人民法院「民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見」二八条。

## ネットワーク環境における著作権の保護に関する中国法の最近の動向

- (22) 王艶芳前掲注(15)・二二頁、郭鵬「渉外的情報ネットワーク伝達権侵害事件における中国法院の管轄権の分析——『ネットワーク著作権司法解釈』第一条の改善を中心に」法学評論二〇一一年五号三四頁参照。
- (23) 王艶芳前掲注(15)・一六頁参照。
- (24) 北京市第一中級人民法院(二〇一〇)一中民終字第10275号判決。
- (25) 王艶芳前掲注(15)・一八頁参照。
- (26) 王艶芳前掲注(15)・九一二〇頁、石必勝「ネットワークサービス提供者の知的財産権事前審査義務」電子知識産權二〇一三年九号四八頁参照。
- (27) 石必勝前掲注(26)・四九頁、謝光旗「普遍と特殊・ネットワークサービス提供者の著作権審査義務」西部法学評論二〇一三年三号七六頁参照。
- (28) 謝光旗前掲注27・七五頁参照。
- (29) 王艶芳前掲注15・一九頁参照。
- (30) 例えは、拙稿「ネットワーク環境における著作権の保護の日中比較——間接関与者の責任を中心にして——(一・完)」前掲注(1)・一一三一一六頁参照。ネットワーク伝達権司法解釈九条三号も参照。
- (31) 王艶芳前掲注(15)・二〇頁参照。
- (32) 王艶芳前掲注(15)・二二頁参照。
- (33) (二〇一三) 朝民初字第26695号。なお、同じ原被告間には、異なる映画を対象とした計七件の類似の判決があり、本件はそのうちの一つである。その他の六件はそれぞれ、(二〇一三) 朝民初字第26689号、同第二五六九〇号、同第二五六九一号、同第二五六九二号、同第二五六九三号、同第二五六九四号である。
- (34) (二〇一三) 朝民初字第5308号。
- (35) (二〇一二) 浦民三(知) 初字第634号。
- (36) (二〇一二) 高民終字第768号。
- (37) 平成二四年一月一二日付け司法救済ワーキングチーム「間接侵害」等に関する考え方の整理三頁(文化庁HP)。
- (38) 平成二五年二月六日付け法性問題小委員会「間接侵害」等に係る課題について(検討経過)七頁(文化庁HP)。